

## 芝山町住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の住宅環境向上及び既存住宅ストックの利活用を促進するとともに、地域経済の活性化及び空き家対策の推進を図るため、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、芝山町補助金等交付規則（昭和48年芝山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、マンションその他の同一棟内に独立して居住の用に供する部分が複数ある共同住宅にあつては自己の占有する部分を、自己の居住の用に供する部分の他に店舗、事務所、賃貸住宅その他事業の用に供する部分がある併用住宅にあつては自己の居住の用に供する部分をいう。
- (2) リフォーム工事 住宅の機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上を図るために行う修繕、模様替え、改築、増築、減築等の工事で建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）その他法令に違反しないものをいう。
- (3) 町内施工業者 町内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象住宅)

第3条 芝山町住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、町内に現存している住宅とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に現に居住し、かつ、当該補助対象住宅の所在地を住所としている、又は第11条に規定する実績報告をする日までに、当該補助対象住宅に居住し、かつ、当該補助対象住宅の所在地を住所とすること。
- (2) この要綱の規定により世帯全員のいずれも補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 世帯全員が町税その他町に納付すべき使用料等を滞納していないこと。
- (4) 交付額確定（第12条の規定による交付すべき補助金の額の確定をいう。以下同じ。）の日から10年以内に、第15条各号に該当する予定がないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となるリフォーム工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内施工業者によるリフォーム工事であること。
- (2) 工事金額（消費税及び地方消費税を除く。）が10万円以上で、別表に定め

る項目のいずれかに該当するリフォーム工事であること。

(3) 町等の他の制度による補助金、助成金又は保険給付金の対象となっていないリフォーム工事であること。

2 前項第3号の規定は、当該リフォーム工事以外の経費について、町の他の制度による規定の適用を妨げるものではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、工事金額の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、40万円を限度とする。ただし、リフォーム工事の対象となる住宅が、現に空家となっている、又は空家となる予定である場合であって、リフォーム工事完了時に当該住宅の所在地を住所として住民基本台帳に記録する場合にあっては、工事金額の100分の15に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、60万円を限度とする。

2 共同住宅及び併用住宅の屋根や壁等の共用部分に係る補助金の額は、床面積の割合で按分し、算出する。

(補助金の事前申込み等)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、リフォーム工事を実施する前に、かつ、町長が別に定める期間内に、芝山町住宅リフォーム補助金事前申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に申し込まなければならない。

(1) 補助対象工事の金額の内訳が分かるリフォーム工事見積書の写し

(2) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、必要に応じて公平性及び透明性に配慮した抽選等により、順位を決定するとともに、予算の範囲内で次条の申請を行うことができる者（以下「当選者」という。）を決定し、その結果を前項の申込みを行った者に芝山町住宅リフォーム補助金当選・落選通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。ただし、落選の通知を行う場合にあっては、当選者を除いた本文の順位が高い者から順に補欠順位を決定し、その補欠順位を併せて通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 前条第2項又は次条第2項の規定により当選の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、リフォーム工事を実施する前に、かつ、町長が別に定める期間内に、芝山町住宅リフォーム補助金交付申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し（現に町内に在住し、かつ、当該補助対象住宅の所在地を住所としている場合にあっては、芝山町住宅リフォーム補助金に係る調査同意書（別記

第3号様式の2)の提出により、これを省略することができる。)

(2) 芝山町住宅リフォーム補助金に係る調査同意書(別記第3号様式の2)

(3) 町税の納税証明書(現に町内に在住し、かつ、当該補助対象住宅の所在地を住所としている場合にあつては、芝山町住宅リフォーム補助金に係る調査同意書(別記第3号様式の2)の提出により、これを省略することができる。)

(4) 固定資産評価証明書又はそれに代わるもの

(5) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真

(6) 補助対象工事の金額の内訳が分かるリフォーム工事見積書の写し

(7) リフォーム工事の内容を明らかにする図面等

(8) 賃貸住宅の場合は、当該補助対象住宅の所有者の芝山町住宅リフォーム工事施工同意書(別記第3号様式の3)

(9) 共同住宅又は併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分分かる図面等

(10) 町等の他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を利用する場合は、その制度等を利用して工事を行う箇所を明らかにした図面等

(11) その他町長が特に必要と認める書類

2 前条第2項の規定により当選の通知を受けた者が、第3条から第5条までに規定する要件に適合しないその他の理由により、前項の申請を行わない場合は、芝山町住宅リフォーム補助金辞退届(別記第4号様式)により、町長に届け出なければならない。(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、芝山町住宅リフォーム補助金交付決定・却下通知書(別記第5号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前条第2項の届出があつたとき、又は前項の規定により却下となつたときは、第7条第2項の規定により落選となつた者で、同項ただし書に定める補欠順位が高いものの中から、予算の範囲内で前条第1項の申請を行うことができる者を決定し、芝山町住宅リフォーム補助金繰上当選通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。(リフォーム工事内容の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、リフォーム工事の内容、リフォーム工事費の増減等の変更をするとき、又は申請を取り下げるときは、芝山町住宅リフォーム補助金変更等承認申請書(別記第7号様式)に、変更するときにあつては、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 変更後のリフォーム工事見積書

(2) 変更後のリフォーム工事内容を明らかにする平面図

(3) その他変更内容を示す書類

2 町長は、前項に規定する申請（変更に係るものに限る。）があったときは、その内容を審査の上変更の可否を決定し、その結果を補助対象者に芝山町住宅リフォーム補助金変更承認・不承認通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、補助金に係る住宅のリフォーム工事の完了後1箇月を経過した日又は第9条第1項の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、芝山町住宅リフォーム補助金実績報告書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 契約書又は請書の写し
- （2） 領収書の写し
- （3） リフォーム工事中及び工事後の住宅状況を明らかにする写真
- （4） 増築又は改築においては基準法に基づく検査済証
- （5） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、芝山町住宅リフォーム補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により、前条の規定により実績報告をした補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 規則第15条の規定により補助金の額の確定を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、第9条第1項の交付決定のあった日の属する年度の3月末日までに芝山町住宅リフォーム補助金交付請求書（別記第11号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理）

第14条 この要綱の手続は、本人又は同一世帯の者が行うことを原則とする。ただし、芝山町住宅リフォーム補助金に係る委任状（別記第12号様式）の提出があった場合は、代理人により行うことができる。

（住所変更等の届出）

第15条 補助対象者は、当該補助対象者に係る交付額確定の日から10年以内に次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、芝山町住宅リフォーム補助金住所等変更届（別記第13号様式）により、町長に届け出なければならない。

- （1） 当該補助対象住宅に居住しなくなったとき。
- （2） 当該補助対象住宅の所在地を住所としなくなったとき。
- （3） 当該補助対象住宅を補助対象者が所有している場合にあっては、当該補助対

象住宅を売却等により所有しなくなったとき。

(4) 当該補助対象住宅において、補助金の交付を受けてリフォーム工事を行った箇所を工事等により変更し、又は住宅自体を解体したとき。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、規則第17条の規定により補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 交付額確定の日から10年以内に、前条各号のいずれかに該当したとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、交付額確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、芝山町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第18条の規定により補助金の返還命令をするときは、芝山町住宅リフォーム補助金返還命令書（別記第15号様式）により行うものとする。

(効果の確認)

第18条 町長は、補助金の交付による効果を確認するために、補助対象者の同意を得て、当該補助対象者に係る交付額確定の日から10年以内に限り、当該補助対象者の住所及び当該補助対象住宅の状況その他必要な事項を確認することができる。

(台帳の整備)

第19条 町長は、補助金の交付の状況等を明確にするため、これらを記録した台帳を整備するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、芝山町住宅リフォーム補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 町長は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、この要綱の施行による効果等を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加え、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表（第5条関係）

	補助対象工事	備考
(1)	既存住宅の修繕、模様替え、改築、増築、減築工事	・建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
(2)	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	・便座の切替えのみは対象としない。
(3)	給排水衛生設備、給湯設備、換気設備、電気設備、ガス設備工事	・増築、改築、減築工事その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事を含む。 ・給湯器等の器具交換のみの工事は対象としない。 ・高効率給湯器の設置工事は対象としない。
(4)	オール電化住宅工事	・工事の必要がないIHクッキングヒーターの設置等は対象としない。
(5)	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
(6)	外壁の張り替えや塗装工事	・軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
(7)	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
(8)	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	・床はフローリング、カーペットなどを対象とする。 ・床暖房（ガスや電気式）工事も対象とする。 ・内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取替えや新設は対象とする（カーテン・ブラインド等のみは対象としない。）。
(9)	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
(10)	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取替え（表替え、裏返しを含む。）	
(11)	雨どい等の取替えや修理	
(12)	建具・開口部の取替えや新設工事	・手動・電動シャッターも対象とする。 ・建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、

		防犯フィルム等の取替えや新設も対象とする（窓ガラス、網戸、防犯フィルム等のみは対象としない。）。
(13)	造り付け収納家具工事	・大工工事を伴うものに限る。
(14)	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	・介護保険制度、障害者制度等の他の制度の対象となっている部分は対象としない。
(15)	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	・木造住宅耐震改修工事費補助制度の対象となっている部分は対象としない。
(16)	防音工事(防音天井、防音壁、防音サッシの改修等)	・住宅防音工事補助制度等の他の制度の対象となっている部分は対象としない。
(17)	住宅の解体工事	・解体工事のみは対象としない。ただし、修繕、模様替え、改築、増築、減築工事その他リフォームに伴う部分の解体であれば対象とする。